

平成14年度厚生労働省税制改正要望（評価書）

制度名	勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益等に関する課税特例措置の適用期限の延長			
要望の内容	<p>給与所得者等が住宅の取得をする際に、その資金を使用者から使用人である地位に基づき、通常より低い金利で貸付けを受けた場合の経済的利益、その資金を金融機関等から借り受けた場合において、利子補給を使用者から受けた場合のその金額、勤労者財産形成促進法に基づいて使用者等が講じる負担軽減措置により受ける経済的利益等、の非課税措置の適用期限を延長すること（平成14年12月31日までを平成16年12月31日までに）。</p> <table border="1" data-bbox="890 801 1477 904"> <tr> <td data-bbox="890 801 1098 904">減税見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1102 801 1477 904">6,203百万円</td> </tr> </table>		減税見込額 （平年度）	6,203百万円
減税見込額 （平年度）	6,203百万円			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 本措置を延長することにより、勤労者の生涯設計の上で重要な位置づけとなっている持家取得の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅価格が依然として高い水準にあり、また、勤労者以外の世帯に比べて勤労者の持家比率は低位にあることから、使用者からの援助を活用することにより勤労者の住宅取得を容易にし、持家取得の促進を図るために、本措置の延長が必要である。</p> <p>(3) 要望の適正性（公平性・優先性等） 住宅取得に際して使用者から援助を受ける勤労者全てを対象とするものであり、また、勤労者の生涯設計の上で重要な位置づけとなっている持家取得の促進を図る措置として重要である。</p> <p>(4) 要望の効率性 本措置は勤労者の持家取得に大きな役割を果たしてきたが、本措置の適用期限を延長することにより、引き続き住宅取得の負担が軽減されることから、勤労者の持家取得の促進に効果的である。</p>			
政策の達成目標	勤労者の持家取得水準の引き上げを図る。			
当該要望項目以外の支援措置	勤労者財産形成住宅貯蓄制度、勤労者財産形成持家融資制度			
担当課名	（担当課）労働基準局勤労者生活部企画課			